明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働三〇）　一
○保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令（同三一）　三
○指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令（同三二）　六
〔告　示〕
○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働五二）　七
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同五三）　一〇
○診療報酬の算定方法の一部を改正する件（同五四）　一七
○基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（同五五）　二八
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同五六）　二八
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同五七）　二九
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同五八）　四四
○訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（同五九）　四四
○訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（同六〇）　四六
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同六一）　四七

省　令

○厚生労働省令第三十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条の九及び第百九十四条の二第二項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十一条の二第二項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第二項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月四日

厚生労働大臣　後藤　茂之